夢を実現する第一歩のために　2026年11月号

ミツヒロニュース



11月を迎え、今年も残すところあと2か月となりました。過ごしやすい季節です。皆さま元気にお過ごしください。

忙しい社長には、現場に入りすぎる、判断が社長で止まる、トラブル対応に追われる、という共通点があります。しかし、社長の仕事は「どこで勝ち、何を捨てるか」を決め、将来を考えることです。会議や仕事、判断の数を減らして社員に任せ、利益を生む仕事を見極めましょう。忙しくても儲からない仕事には、思い切って線を引くことが大切です。

光廣　昌史

今月のトピックス

◇非上場株式の評価が大きく変わる？
国税庁が示した「残余利益方式」への見直しの方向性

◇年内対応が必須(!?)の重要制度改正を一気見！

◇AIで申告漏れリスクをスコア化

◇個別相談会開催のお知らせ

◇年末調整のお知らせ

非上場株式の評価が大きく変わる？

国税庁が示した「残余利益方式」への見直しの方向性

重要：現時点では検討段階です。制度改正・適用時期は確定していません。

国税庁は、相続・贈与の際に用いる非上場株式（取引相場のない株式）の評価方法について、抜本的な見直しを検討しています。方向性どおりに制度化されれば、会社規模で評価方式を使い分ける現在の仕組みから、会社自身の純資産と収益力を重視する仕組みへ、大きく転換する可能性があります。

※本稿は 2026 年 9 月 16 日公表の第 6 回有識者会議資料までの内容を踏まえています。

1．なぜ見直しが検討されているのか

現行制度では、原則として会社規模に応じて評価方法が異なります。大会社は「類似業種比準方式」、小会社は「純資産価額方式」、中会社は両者の併用方式が中心です。

一方で、評価方式の違いによって会社規模に評価水準の差が生じることや、会社規模・利益・配当などを調整して株価を引き下げる租税回避への対応が課題とされてきました。そこで、会社規模による区分を原則廃止し、広い範囲の会社に共通する方式へ一本化する案が検討されています。

項目	現在の主な考え方	見直し案の方向性
区分	会社規模に応じて方式を使い分け	会社規模によらず原則一本化
評価の軸	上場会社との比較、資産の時価など	自社の簿価純資産と収益力
原則方式	類似業種比準方式・純資産価額方式等	残余利益方式（案）

（次頁へつづく）

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部　下田・和田まで
http://www.office-m.co.jp/　Tel 082-294-5000　Fax 082-294-5007　mail to：info@office-m.co.jp

2．有力候補の「残余利益方式」とは

残余利益方式は、会社が保有する資産と、その資産を使ってどれだけ利益を生み出しているかを組み合わせて企業価値を算定する考え方です。検討資料では、次のような構造が示されています。

評価額（イメージ）＝｛直前期末の簿価純資産 ＋ 数年分の残余利益｝× しんしゃく率

残余利益 ＝ 通常期待される利益を上回る「超過収益」。マイナスの場合は評価額を押し下げます。

第 6 回会議では、法人税申告書を基礎とし、課税時期前 5 年間の「正常利益」を用いる案など、具体的な論点が示されました。ただし、加算期間、還元率、しんしゃく率を含め、最終的な計算ルールは未確定です。

3．評価額は上がる？下がる？

影響は一律ではなく、会社の純資産、収益力、現行の評価方法などによって異なります。国税庁の試算では、一定の仮定の下で、大会社は現行より評価額が上昇する傾向、小会社は低下する傾向が示されました。もっとも、これは抽出データに基づく試算であり、個別企業の結果を示すものではありません。

会社の特徴	想定される影響	確認したいポイント
比較的規模が大きい	評価額が上昇する可能性	現行の類似業種比準価額との差
高収益・利益が安定	簿価純資産に超過収益が加算される可能性	過去 5 年の正常利益と一時的損益
赤字・低収益	簿価純資産を下回る可能性	赤字の継続性、特殊要因の有無
資産管理会社等	純資産価額方式の対象となる可能性	資産構成、事業実態、設立・再編時期

4．利益調整による株価引下げへの対応も論点に

見直しでは、評価直前だけ利益を圧縮するような対応をどのように排除するかも重要な論点です。オペレーティング・リース、多額の役員報酬・役員退職金などについては、非経常的・恣意的な影響を調整し、会社本来の「正常利益」を把握する方向で検討されています。

また、少数株主に適用される配当還元方式についても、制度の趣旨を超えた利用を防ぐため、対象範囲や計算方法を見直す案が示されています。

5．今から確認しておきたいこと

- 直近 5 年間の利益推移と、一時的・非経常的な損益の内容
- 簿価純資産の状況と、土地・有価証券・保険契約など簿価と時価が乖離しやすい資産
- 役員報酬、役員退職金、オペレーティング・リースなど評価に調整が入り得る取引
- 事業承継、贈与、相続、持株会社化、組織再編などの今後の予定
- 現行方式と見直し案による評価額の差を把握するための試算

今すぐ結論を急ぐ必要はありませんが、早めの「現状把握」と「試算」が有効です。
制度化される場合、事業承継や相続対策の前提が変わる可能性があります。
正式な改正内容を確認しながら、顧問税理士等の専門家と継続的に検討しましょう。

【参考】国税庁「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」第 5 回資料（2026 年 8 月 20 日）、
第 6 回資料（2026 年 9 月 16 日）

※本稿は一般的な情報提供を目的とするもので、個別案件に対する税務上の助言ではありません。
実際の対応は、正式な法令・通達等と個別事情をご確認ください。

年内対応が必須（!?）の重要制度改正を一気見（いっきみ）！

今年も残すところあと２ヶ月となりました。そこで今回、「非上場株式評価方式の抜本的見直し」以外にも、年内に必ず知っておきたい３つの制度改正を一気見！

見逃し厳禁！どれも超重要で、それぞれ１つの記事になる内容です。

制度の内容や利用要件については、当事務所までお気軽にお問い合わせください。

内　容	概　　要
共働き夫婦必見！ 一般生命保険料控除の優遇 令和８年分、９年分 重要度　★★★	23 歳未満の子育て世帯の生活費支援のひとつとして、今年と来年の **2 年間限定で**、**生命保険料控除の控除限度額が 60,000 円（従前は 40,000 円）に拡大**されます。この制度は対象夫婦両方の年末調整で適用されます。 例えば 23 歳未満のお子様を夫側の扶養としている場合においても、妻側の年末調整でも優遇がされるということです。 今年と来年は生命保険料控除をたくさん受けられる可能性が！？ **限度が 40,000 円だと思って控除証明書を捨てないでくださいね！！**
物価高対策始動！ 消費税 1%への変更で今後どうなる？ 令和９年４月～ 重要度　★★★★	**1. 飲食料品の消費税率が低くなります！** 令和９年４月１日から **2 年間限定で、飲食料品購入の消費税が 8%から 1%に引き下げられます。**また、一定の中小企業等には飲食料品販売の消費税を実質的に免除する措置や、計算方式の変更期限の緩和等も予定されています。 一方で、**外食業界にとっては内食中食との税率の差が広がり、集客への影響が懸念**されているため、現在様々な支援策が議論されています。 **2. 働く人の手取りを増やす仕組みが始まります！** 物価高による就業者の負担を軽減するため、収入に応じた支援金が支給されます。2 年間の臨時対策が終わる令和 11 年からは、所得が低い人ほど手厚い支援を受けられる本格的な制度（給付付き税額控除等）へ切り替わる予定です。
株式や不動産の売却が影響！？ 超高所得者へのミニマム課税の対象拡大 令和９年１月１日～ 重要度★ （しかし影響大！！）	**「1 億円の壁」という言葉を聞いたことありますか？** 個人所得が 1 億円を超えるような富裕層は所得税率が固定(約 15%)の金融所得が多い傾向にあり、その影響で**所得 1 億円あたりを境に、所得が高くなるほど税の負担率が下がる傾向があります。**これが**「1 億円の壁」**です。これを撤廃するために始まった**「ミニマムタックス税制」**ですが、**来年 1 月から課税が大きく強化されます。** この見直しにより、追加で税負担が発生する目安がこれまでの**「金融所得 約 10 億円以上」**から**「約 3.3 億円以上」へと一気に下がります。** 事業承継や M&A、不動産売却などで大きな譲渡益が見込まれる場合は、税負担についてミニマムタックス税制も考慮する必要があります。

AIで申告漏れリスクをスコア化

提供：エヌピー通信社

国税庁は、税務行政の実務でどのようにAIを使用しているのかを取りまとめたレポート「国税庁におけるAIの活用」を公表しました。

「予測AI」については「既知のデータを基にした、将来の数値や状態に関する未知の事象の予測、機械学習、ロジカルな作業に強み」があることから、「申告漏れの可能性が高い納税者の判定等に活用」しているといいます。

「生成AI」については、「新しいコンテンツ（文書・画像など）の生成、会話機能などに強み」があると評価したうえで、「職員の業務効率化や課税・徴収事務の効率化・高度化、納税者サービスの向上を積極的・計画的に推進するほか、生成AIの業務利用に関する職員全体の意識・スキルの底上げ」を図っていくとしています。また、「取り組みに当たっては、セキュリティやハルシネーションなどのリスク」に十分な注意を払っていくとしています。

「課税・徴収事務の効率化・高度化に向けたAIの活用」の例としては、「AIやデータ分析を最大限に活用し、申告漏れの把握や調査の高度化」に取り組んでいるとしています。国税庁が保有する膨大なデータを「予測AIによって分析し、各税目等に関して申告漏れのリスクを判定してスコア化する予測モデル」を構築。予測モデルの判定結果に加え「申告書や保有する各種資料情報等を併せて分析・検討し、職員が調査の要否や優先度を最終的に判断した上で、調査必要度の高い納税者に対しては深度ある調査を実施」「予測モデルの判定結果は全国すべての国税局・税務署で活用」しているといいます。

国税庁では申告漏れのリスク判定以外にも、「多様な観点に特化した様々な予測モデル」を構築しており、例えば「所得税申告の不正還付リスク判定や法人の不正申告のパターン判定など、いくつかの予測モデルの判定結果を全国の国税局・税務署で活用」しているそうです。

参考文献：　■TAX NEWS　■ゆりかご

11月 個別相談会開催のお知らせ

弊社では毎月定例的に相談員による個別相談会を開催しております。ご希望の方は、担当者までご連絡ください。

■9月の日程

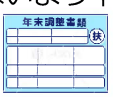
令和8年11月12日（木）　13:00～17:00
令和8年11月26日（木）　13:00～17:00

■開催場所　弊社事務所

■相談員　Team 経営参謀　代表　村上 弘基　氏

年末調整のお知らせ

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっておくと、年末に慌てることがないでしょう。今月には税務署から手続書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てることのないよう早めに準備に取りかかりましょう。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ　代表取締役 光廣 昌史
税理士法人光和パートナーズ　社員税理士 光廣昌史 ／ 社員税理士 中山昌実
〒730-0801　広島市中区寺町5番20号　Tel 082-294-5000
Fax 082-294-5007　URL https://www.office-m.co.jp/

